

岸和田商工会議所サテライトオフィス利用規約

本利用規約(以下「本規約」という。)は、岸和田商工会議所のサテライトオフィス利用に関する事項を定めたものです。本利用規約に同意した上でご利用ください。

第1条 本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「岸和田商工会議所サテライトオフィス」とは、テレワーク活用のために、個人が一時的に業務を行うために時間区分単位でワークスペースを利用できる施設(以下「本施設」という。)のことをいいます。
- (2)「利用者」とは、当所が指定する予約管理システムより利用予約をした個人をいいます。

第2条 下記各号のいずれかに該当する場合は使用を許可しない。

- (1)風俗をみだし、または公安を害するおそれがあるとき。
- (2)建物、附属物、備品等を毀損するおそれがあるとき。
- (3)利用者が暴力団等反社会勢力に該当すると認められたとき。
- (4)その他当所において支障があると認めたとき。

第3条 本施設は利用者が働くための環境を提供するものであり、本規約を承諾の上、当所の予約管理システムより事前予約を行ったうえで利用することができます。

第4条 利用者は、平日午前9時から午後5時(土日祝や年末年始を除く)までの間の予約をした時間に限り利用することができます。

第5条 利用料金は別に定める料金表の通りとする。

第6条 以下の各号の行為またはこれに類似する行為を禁止し、利用者が仮に当該禁止行為を行った場合には、直ちに各施設の利用を中止させることができることとする。ただし、断りによる損害等の責任は負いません。

- (1)利用申込時の記載内容に虚偽または不正があること
- (2)立入禁止された場所に侵入すること
- (3)喫煙または飲酒すること
- (4)他利用者に迷惑を及ぼす音、振動または臭気等を発生させる行為
- (5)ネットワークまたはシステム等に過度に負担をかける行為
- (6)共有スペースに設置された机や椅子に私物等を置くことで、長時間占有(場所取り等)をする行為
- (7)無断で物販等の商行為をすること
- (8)宗教活動もしくは政治活動をすること
- (9)上記第2条の規定に該当するとき

第7条 利用者は、当施設内において、故意または過失により他の利用者もしくは第三者に損害を与えた場合、ただちに当所にその旨を報告するとともに、損害を与えた者に対し、誠実に対処し、自ら責任をもって解決するものとします。

第8条 利用者が各施設の建物・設備・備品など毀損及び破損または紛失した場合は、賠償の責を負うこととします。

第9条 利用者は下記事項を厳守する。

- (1)許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸しないこと
- (2)建物・附属物・備品などに釘類をうつけ、または紙類を糊付しないこと
- (3)火気の使用及び危険物の持ち込みをしないこと
- (4)喧騒、粗暴の挙動をしないこと
- (5)生き物の飼育や持ち込みをしないこと(盲導犬・聴導犬・介助犬等を除く)
- (6)利用後は、全部の設備を元の状態にすること
- (7)定員を超過しないこと

第10条 次の各号に該当する事由により利用者または第三者が被った損害について、当所は一切責任を負わないものとします。

- (1)地震、水害等の不可抗力による災害
- (2)停電、事故、当施設内の設備機器の故障等
- (3)利用者が他の利用者または第三者から被った損害
- (4)利用者の私物・貴重品・電子データなどの紛失、盗難、破損
- (5)利用者の機密情報の漏えい
- (6)本規約の改定

第11条 当所は、利用者登録時にご提供いただいた個人情報を本施設の運営やそれに関わる事業以外には利用致しません。また、当該個人情報は、予約サイトに公表する「プライバシーポリシー」に則って取り扱うものとします。

第12条 本施設の運営上必要な範囲で本利用規約を変更することがあります。

変更後の本利用規約の効力発生日以降に利用者が本施設を利用したときは、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第13条 当所は、本施設について、理由の如何を問わず、利用者に事前の通知をすることなく、休止または廃止することがあります。

附 則 本規約は令和3年10月1日から実施する。